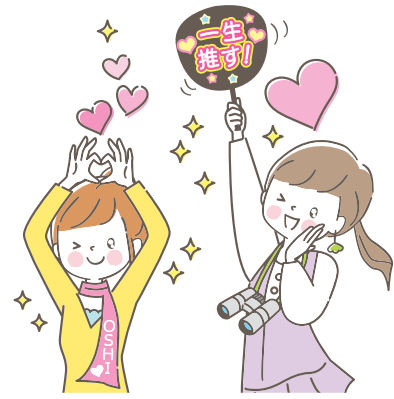


# 寄付金控除と 税制優遇措置

について

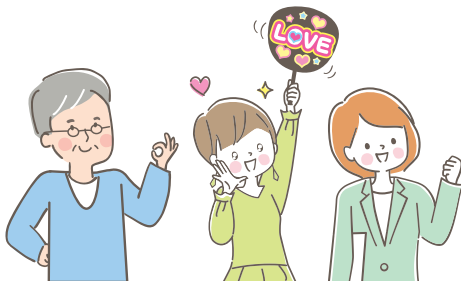


当法人（公益財団法人）への寄附は、次のように税制上の優遇措置が受けられます。

※今回の「ラウドヒル計画」へのご寄附については、「公益財団法人静岡市文化振興財団への寄附」として受領させていただきます。

## 税制優遇措置の流れ

課税所得額が「400万円」の方が「1万円」をご寄附いただいた場合  
※あくまでも一例です。



ご寄附 1万円

寄附の「受領書」



確定申告（源泉徴収票+寄附金受領書）

税務署



「所得税率」は課税所得額（その年の全ての所得から、経費や所得控除等を差し引いた額）によって変わります。詳しい情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

▶▶▶ <https://www.nta.go.jp/>

還付

### ① 所得税の寄附金控除

$$\frac{\text{寄附額}}{\text{寄附額}} (10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} 20\% = 1,600 \text{円}$$

### ② 住民税の寄附金控除

$$\frac{\text{寄附額}}{\text{寄附額}} (10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 800 \text{円}$$

$$\text{① } 1,600 \text{円} + \text{② } 800 \text{円} = \underline{\underline{2,400 \text{円}}}$$

## <条件と注意点>

- 「年末調整」では適用されません。確定申告（還付申告）が必要です。
- 申告の際に「受領書」が必要になりますので大切に保管してください。
- 法人としてご寄附いただく時は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、「特別枠」が適用されます。
- 相続財産を寄附される場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除も適用されます。
- 申告により戻ってくる「還付金」は、4月以降に振り込まれます。

